

病 院 局

令和7年（2025年）11月21日調製

定例会提出予定案件資料

ページ

1	令和7（2025）年度補正予算概要	-----	1～3
---	-------------------	-------	-----

1 令和7（2025）年度補正予算概要

【病院事業会計】

(1) 補正事項

(単位：千円)

事 項	補 正 額	備 考
収益的収入及び支出		
収 入	△ 248	函館病院 一般会計負担金（医業外収益）の減 △ 244
		恵山病院 一般会計負担金（医業外収益）の減 △ 10
		南茅部病院 一般会計負担金（医業外収益）の増 6
計	△ 248	
支 出	△ 594	函館病院 企業債利息の減 △ 586
		恵山病院 企業債利息の減 △ 17
		南茅部病院 企業債利息の増 9
計	△ 594	
資本的収入及び支出		
収 入	△ 156,700	函館病院 企業債の減 △ 156,700 (市立函館病院本棟免震装置更新事業費企業債)
		計
支 出	△ 156,684	函館病院 病院施設整備事業費の減 △ 156,684 (市立函館病院本棟免震装置更新事業費)
		計

(2) 収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
病院事業収益	26,559,535	△ 248	26,559,287	
医 業 外 収 益	2,161,057	△ 248	2,160,809	一般会計負担金を補正

支 出

(単位：千円)

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
病院事業費用	27,163,979	△ 594	27,163,385	
医 業 外 費 用	236,470	△ 594	235,876	企業債利息を補正

(3) 資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
資本的收入	2,986,961	△ 156,700	2,830,261	
企 業 債	1,752,600	△ 156,700	1,595,900	企業債を補正

支 出

(単位：千円)

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
資本の支出	3,851,166	△ 156,684	3,694,482	
建 設 改 良 費	2,158,228	△ 156,684	2,001,544	病院施設整備事業費を補正

(4) 継続費

補 正 前		補 正 後	
事 業 名	市立函館病院本棟免震装置更新事業	事 業 名	市立函館病院本棟免震装置更新事業
総 額	<u>452,100千円</u>	総 額	<u>556,204千円</u>
年 度	<u>令和7年度から令和8年度まで</u>	年 度	<u>令和7年度から令和9年度まで</u>
年 割 額	令和7年度 <u>229,570千円</u>	年 割 額	令和7年度 <u>72,886千円</u>
	令和8年度 <u>222,530千円</u>		令和8年度 <u>327,206千円</u>
			令和9年度 <u>156,112千円</u>

(5) 企業債

補 正 前		補 正 後	
限 度 額	<u>1,752,600千円</u>	限 度 額	<u>1,595,900千円</u>

令和7（2025）年度函館市病院事業会計予算（補正後）

(1) 収益の収入及び支出

収 入		支 出		備 考
病院事業収益	26,559,287 ^{千円}	病院事業費用	27,163,385 ^{千円}	内部留保資金 (減価償却費等) 469,573千円
医業収益	23,642,621	医業費用	26,705,469	
高等看護学院収益	62,703	高等看護学院費用	210,016	
医業外収益	2,160,809	医業外費用	235,876	
特別利益	693,154	特別損失	2,024	
		予備費	10,000	
	差 引	△ 604,098 千円		
	当年度純損益	△ 604,863 千円		

(2) 資本的収入及び支出

収 入		支 出		備 考
資本的収入	2,830,261 ^{千円}	資本的支出	3,694,482 ^{千円}	資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 864,221千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 765千円及び過年度分損益勘定留保資金 863,456千円で補てんするものとする。
企業債	1,595,900	建設改良費	2,001,544	
他会計負担金	1,074,431	企業債償還金	1,666,849	
補助金	159,570	投資	26,089	
長期貸付金返還金	360			
	差 引	△ 864,221 千円		

当年度財源過不足額 (※) △998,746千円

累積財源過不足額 (※) 3,343,598千円

※上記の財源過不足額は、財政健全化法上の資金過不足額としている。